

○国土交通省令第十八号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十四条の七第一項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十一年三月二十九日
 建設業法施行規則の一部を改正する省令
 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国土交通大臣 石井 啓一

改正後

改正前

<p>（施工体制台帳の記載事項等） 第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ト 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者第四号子において「一号特定技能外国人」という。）、同表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号子において「外国人技能実習生」という。）及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第四号子において「外国人建設就労者」という。）の従事の状態</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ト （略）</p> <p>チ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状態</p> <p>2〜4 （略）</p>	<p>（施工体制台帳の記載事項等） 第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ト 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号子において「外国人技能実習生」という。）及び同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第四号子において「外国人建設就労者」という。）の従事の状態</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ト （略）</p> <p>チ 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状態</p> <p>2〜4 （略）</p>
---	---

附則

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第百二号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。（施行期日）

（経過措置）

2 この省令の施行前に作成建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

○国土交通省令第十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣 石井 啓一

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>（管轄技術専門官及び保全指導・監督官） 第三条 官庁管轄部に、管轄技術専門官九人以内及び保全指導・監督官四人以内を置く。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（管轄技術専門官及び保全指導・監督官） 第三条 官庁管轄部に、管轄技術専門官九人以内及び保全指導・監督官三人以内を置く。</p> <p>2・3 （略）</p>
--	--